

送配電等業務指針の変更案に対して受領した御意見・質問等と本機関の回答

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	第140条第1項 第一号イ	<p>以下のような但し書きを追記いただきたい。</p> <p>(原案) また、実需給日の前日6時までに、入力した値について見直し、再入力する。</p> <p>(修正案) また、実需給日の前日6時までに、入力した値について見直し、再入力する。</p> <p>ただし、実需給日の前日6時までに再入力できなかった場合は、前々日16時までに入力した値を再入力した値とみなす。</p> <p>仮に指針自体は変更しないという場合は、以下のいずれかの運用上の対応を実施すべきである</p> <p>①一般送配電事業者が前日6時以降にはシステム上通知できない仕組みにする</p> <p>②①のシステム上の制約の実施が困難という場合は、一般送配電事業者が前日6時以降に通知がなされた場合には、小売事業者が前々日16時に確認登録した計画を翌日計画として扱えるようにし、そのことを広域機関ホームページの『計画提出に関するFAQとお問い合わせ』の「よくある質問」に明記していただくこと。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者は、実需給日の前々日16時までに、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力することになっているが、システムトラブルや設定不良等の事由で前々日16時までに入力されないことがある。その場合、現状は新電力はいつ終わるかわからない一般送配電事業者の作業を待って、自社の作業を行っている。 今回のルール改正では、一般送配電事業者は前日6時までに計画再入力となるが、今と同じように、その作業が前日6時の期限までに終わらないことも十分想定される。 この前日6時の期限は、国の審議会において、その後の新電力の作業時間（スポット入札、前日計画提出）を踏まえて設定されているが、一般送配電事業者が前日6時以降に計画再入力すると、新電力の作業時間が確保できず、新電力のスポット入札や前日計画提出の締切時刻に間に合わない恐れがある。 そのため、一般送配電事業者が前日6時に計画再入力できない場合は、一般送配電事業者の作業完了を待たず、新電力は前々日16時に登録された計画を最終計画として扱えるようにしていただきたい。 	<p>一般送配電事業者が前日6時までに再入力できないような状況への対応については、トラブル発生時の対応等への処置であり、具体的運用の取り決めに関する事かと思えます。よって、送配電等業務指針は、原案どおりとさせていただき、今後については、以下のとおり、対応させていただきます。</p> <p>ご要望いただいた①はもっともであると思いますが、システム上通知できない仕組みとする場合には、事業者側のシステム改修を行うことが必要となることが考えられ、事業者負担が大きくなってしまいます。</p> <p>従いまして、②のご要望を踏まえ、資料に記載して周知するようにいたします。具体的には、FIT特例制度①の運用変更に関する説明会を2019年12月までに開催し、説明会資料に盛り込んで広域機関のホームページ等で周知するようにいたします。</p>

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
2	第140条第1項 第一号イ	<p>【修正意見】</p> <p>一 太陽光電源又は風力電源の場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一般送配電事業者は、この号アにより特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時まで、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。また、実需給日の前日6時まで、入力した値について見直し、再入力する。</p> <p>小売電気事業者は再入力された発電計画の値を確認し、実需給の前日6時以降に発電計画を提出する。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者が発電計画の値を見直し、再入力する前に、小売電気事業者が前々日16時に入力された値による発電計画を提出することにより、一般送配電事業者が再入力ができなくなる虞がある。 <p>そのため、前日6時以降に小売電気事業者が発電計画を提出していただく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 前日6時までに発電計画の値を再入力を行うことは電力・ガス基本政策小委員会で整理された事項であり、確実に実施するためには、送配電等業務指針で明確化が必要である。 	<p>「小売電気事業者は再入力された発電計画の値を確認し、実需給の前日6時以降に発電計画を提出する」ことについては、具体的運用の取り決めに関することかと思えます。よって、送配電等業務指針は、原案どおりとさせていただき、今後については、以下のとおり、対応させていただきます。</p> <p>ご指摘いただいた点はもっともであると思しますので、ご指摘事項を検討させていただき、資料に記載して周知するようにいたします。具体的には、FIT特例制度①の運用変更に関する説明会を2019年12月までに開催し、説明会資料に盛り込んで広域機関のホームページ等で周知するようにいたします。</p>
3	第140条第1項 第二号イ	<p>【修正意見】</p> <p>二 水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一般送配電事業者は、実需給日の前々日16時まで、この号アの特例発電計画の妥当性を確認する。また、実需給日の前日6時まで、この号アの特例発電計画の値に変更があった場合、この値の妥当性を確認する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第20回電力・ガス基本政策小委員会」で整理された内容は、一般送配電事業者が配分する太陽光・風力について前日6時に再通知を行う運用へ見直しされたのみではないか。 非変動電源についても、前日6時までに変更する場合、小売電気事業者の発電計画の提出方法の見直しや、電力広域的運営推進機関、一般送配電事業者のシステム改修が必要になると考えている。それらの対応を考慮すると、2020年4月から運用を見直すことは難しいと考える。 	<p>広域機関では、FIT特例制度①の計画再通知の見直し機会を通じ、水力、地熱又はバイオマスも対象とし、非変動電源の計画見直し機会を同様に定め、インバランスの削減に寄与させる目的で原案を作成しました。</p> <p>その後、国への再確認と協議を進めた結果、「国の委員会は太陽光や風力を中心に議論してきたもので、厳密には非変動電源を含めるとは言えない」と整理されたことを踏まえ、「今回については、水力、地熱又はバイオマスは、前日6時に再確認を行う対象としない」という結論に至りました。よって、当初変更予定であった「また、実需給日の前日6時までにこの号アの特例発電計画の値に変更があった場合、この値の妥当性を確認する。」については変更しない(変更案から削除する)ことといたします。</p> <p>なお、FIT特例制度①の水力、地熱又はバイオマスの計画の修正変更については、「小売電気事業者が前々日16時以降に特例発電計画の修正を希望する場合には、一般送配電事業者は、運用上可能な範囲で計画変更に対応する」という旨を、広域機関にて作成する資料に盛り込み、説明会(2019年12月までに開催予定)や広域機関のホームページ等で周知することで対応するようにいたします。</p>

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
4	第140条第1項 第二号イ	<p>以下のような但し書きを追記いただきたい。</p> <p>(原案) また、実需給日の前日6時までこの号アの特例発電計画の値に変更があった場合、この値の妥当性を確認する。</p> <p>(修正案) また、実需給日の前日6時までこの号アの特例発電計画の値に変更があった場合、この値の妥当性を確認する。</p> <p>ただし、実需給日の前日6時まで確認できなかった場合は、前々日16時まで確認した値を前日6時まで確認した値とみなす。仮に指針自体は変更しないという場合は、以下のいずれかの運用上の対応を実施すべきである</p> <p>①一般送配電事業者が前日6時以降にはシステム上通知できない仕組みにする</p> <p>②①のシステム上の制約の実施が困難という場合は、一般送配電事業者が前日6時以降に通知がなされた場合には、小売事業者が前々日16時に確認登録した計画を翌日計画として扱えるようにし、そのことを広域機関ホームページの『計画提出に関するFAQとお問い合わせ』の「よくある質問」に明記していただくこと。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回のルール改正では、計画変更があった場合、一般送配電事業者は前日6時まで計画を確認することとなるが、その作業が前日6時の期限までに終わらないことも十分想定される。 ・この前日6時の期限は、国の審議会において、その後の新電力の作業時間(スポット入札、前日計画提出)を踏まえて設定されているが、一般送配電事業者が前日6時以降に確認すると、新電力の作業時間が確保できず、新電力のスポット入札や前日計画提出の締切時刻に間に合わない恐れがある。 ・そのため、一般送配電事業者が前日6時に計画再入力できない場合は、一般送配電事業者の作業完了を待たず、新電力は前々日16時に確認登録された計画を最終計画として扱えるようにしていただきたい。 	<p>広域機関では、FIT特例制度①の計画再通知の見直し機会を通じ、水力、地熱又はバイオマスも対象とし、非変動電源の計画見直し機会を同様に定め、インバランスの削減に寄与させる目的で原案を作成しました。</p> <p>その後、国への再確認と協議を進めた結果、「国の委員会は太陽光や風力を中心に議論してきたもので、厳密には非変動電源を含めるとは言えない」と整理されたことを踏まえ、「今回については、水力、地熱又はバイオマスは、前日6時に再確認を行う対象としない」という結論に至りました。よって、当初変更予定であった「また、実需給日の前日6時までこの号アの特例発電計画の値に変更があった場合、この値の妥当性を確認する。」については変更しない(変更案から削除する)ことといたします。</p> <p>なお、FIT特例制度①の水力、地熱又はバイオマスの計画の修正変更については、「小売電気事業者が前々日16時以降に特例発電計画の修正を希望する場合には、一般送配電事業者は、運用上可能な範囲で計画変更に対応する」という旨を、広域機関にて作成する資料に盛り込み、説明会(2019年12月までに開催予定)や広域機関のホームページ等で周知することで対応するようにいたします。</p>